

いわて家事・育児シェア普及推進業務

委託仕様書

令和7年4月
岩 手 県

いわて家事・育児シェア普及推進業務委託仕様書

1 業務名

いわて家事・育児シェア普及推進業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務目的

家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや固定的な性別役割分担意識といった構造的な問題の解消に向け、家庭内において男女が協力して家事・育児を行う意識醸成と、公民連携による男女双方の意識改革や理解促進に向けた啓発を行うことにより、本県における女性活躍の一層の推進を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 家事・育児シェアに係る啓発資材の制作及び協賛企業への提供

ア 令和6年度に県が作成・公表した家事・育児シェアに関するWEBサイトの周知及び利用奨励と、下記の(2)のキャンペーン情報を周知する効果的なデザインの啓発資材を制作し納品すること。

【WEBサイト】

https://www5.pref.iwate.jp/~hp0313/housework_share/index.html

【チラシの制作】

(ア) 規格 A4判、カラー4色以上

(イ) 作成部数 8,000部

(ウ) 納品場所 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

【その他の啓発用品の制作】

(ア) 啓発用品

ア スイングPOP（ユポ 直径110mm 片面フルカラー）1,000枚以上

イ ポスター A2 カラー4色以上 600枚以上

ウ のぼり旗（旗（1800×600）、ポール付） 30式以上

(イ) 納品箇所数 県内20店舗（予定）（県が提供先を取りまとめ連絡）

イ 協賛企業の調整、掘り起しは、県が行う。

(2) 家事・育児シェア普及推進キャンペーンの実施

ア 県民向けの家事・育児シェア普及推進キャンペーンを、県と協議しながら、実施すること。

イ キャンペーンは、令和6年度に制作した家事・育児シェアに関するWEBサイトを活用する内容とすること（企画提案書に活用方法を記載すること）。

ウ キャンペーン月間は、令和7年8月から10月までの間のいずれか1か月間とする。

エ キャンペーンでは、「家事・育児シェアシート」（以下「シェアシート」という。）の利用者を対象に満足度等のアンケートを実施するものとし、受託者はその企画・運営・管理・集計を行うこと。

なお、アンケートの実施にあたっては、協賛企業によるプレゼント企画などの手法を取り入れるなど、より効果の高いアンケート実施の企画提案については評価の対象とする。

オ ノベルティ、金券（商品券や割引等）、景品等は、県と受託者が協力して協賛企業から無償で提供を受ける物品を利用するものとし、委託料から購入することは不可とする。

カ 家事・育児に興味関心がない県民に対しても、シェアシートを利用する機会の創出等を図るため、次のイベントを開催すること。（企画提案書に下記（ア）及び（イ）を含むイベント提案内容と開催までのスケジュールを記載すること。）

（ア）民間等が主催する県民参加型イベントへのPRブースの出展 1回以上

（イ）店舗等におけるPRイベントの開催 1回以上

(3) その他

(1) 及び (2) に掲げる提案のほか、夫婦やパートナーなどの当事者がシェアシートを利用する直接的な機会の確保に資する取組や、様々な分野の企業と連携を図りつつ社会的な広がりにつながるような、より効果的で自由な発想の企画を提案すること（任意。ただし、予算の範囲内とする。）。

5 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたっては、進行スケジュールを作成し進行管理を行うこと。
- (3) 企画検討や連絡調整のため、県と受託者において必要に応じて打ち合わせを行い、受託者は事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。

6 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

7 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記 6 (2) により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

8 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

9 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

10 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13 年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 受託者は、初期段階で企画・構成イメージを県と十分にすり合わせした上で着手するなど、本事業の執行に当たって、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。